

鹿児島地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程

第1条 鹿児島地方労働審議会最低工賃専門部会（以下、「最低工賃専門部会」という。）

の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、
地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び鹿児島地方労働審議会運営規
程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表す
る者、関係委託者を代表する者及び公益を代表する者は、各3人とする。

第3条 最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をそ
の都度、鹿児島地方労働審議会会長に報告しなければならない。

第4条 この規定の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成15年9月18日から施行する。